

## 告 示

### 埼玉県告示第八百五十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和元年十二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 許可番号

第二〇一八―四二―〇号

#### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県比企郡川島町大字戸守字賀美三百九十六番六、四百二番一、四百十四番一、四百十四番七

#### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二十三・八立方メートル